

鳥羽市監査委員告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として講じた措置について市長から通知があったので、次のとおり公表する。

平成23年9月22日

鳥羽市監査委員 清水久行

鳥羽市監査委員 世古安秀

記

監査の種類	平成22年度 定期監査（出先機関）	
監査実施期間	平成22年11月1日～11月24日	
結果区分	指摘事項（是正・改善事項）	
課・係名等	指摘の内容	措置の内容等
各診療所 （健康福祉課）	<p>諸帳簿の運用について</p> <p>休暇承認願において、計算ミスにより休暇日数に過不足が生じている事例、欠勤届の請求・承認日が欠勤日以降になっている事例が見受けられた。また、超過勤務命令簿において、曜日・時間外勤務の区分に誤りや記載が欠落している事例、計算ミス・集計ミスにより手当支給に過不足が生じている事例が散見された。一連の事務処理方法の見直しや標準的な事務取扱方法を周知徹底するなどし、再発防止に取り組まれたい。</p>	<p>時間外勤務手当の過不足分支給を修正するとともに、月例の諸帳簿確認の際、誤り等があった場合、記載に関する指導を徹底することとし、毎月、健康係において、再度、諸帳簿の記載事項を確認することにより、再発防止に取り組みました。</p>

監査の種類	平成22年度 定期監査（出先機関）	
監査実施期間	平成22年11月1日～11月24日	
結果区分	所見（検討事項）	
課・係名等	指摘の内容	措置の内容等
各診療所 （健康福祉課）	<p>日計補助簿の管理方法について</p> <p>日計補助簿の未収金リストにおいて、当月に収入されなかった未収金を翌月の未収金リストに転記しているが、その際、当月の納入年月日と確認印が空欄となっており、収入済みであるかが不明瞭である事例が見受けられた。誤謬防止のため、簡便で有効な管理方法を検討されたい。</p>	<p>未収金を転記していた診療所について、一貫した帳簿に記載するよう指導したうえで、毎月、健康係において、再度、記入漏れ、納入漏れがないかなどの確認をすることにより、再発防止に取り組みました。</p>

